

各種協定項目の取扱い [その2] (修正案)

○交通安全運動関係	前回資料7 - 26ページ
○違法駐車等防止	〃
○交通安全対策	〃
○「交通事故をなくす運動」推進事業	〃
○交通安全教育	〃

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 都市基盤整備専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(土木・公園関係)	関係項目	交通安全運動関係
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の事務内容に統一		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：交通安全運動関係 内容：「春・秋の全国交通安全運動」をはじめとして「めいわく駐車追放運動」・「夏の交通事故防止運動」・「年末の交通事故防止運動」の各交通安全運動において各種行事(運転者講習会・交通安全総点検・高齢者交通事故ゼロコンテスト等)や広報活動(広報「さかい」掲載・ホームページ掲載・街頭キャンペーン等)によって普及・啓発活動を行う。</p>		<p>名称：交通安全運動関係 内容：「春・秋の全国交通安全運動」をはじめとして「めいわく駐車追放運動」・「夏の交通事故防止運動」・「年末の交通事故防止運動」の各交通安全運動において各種行事(運転者講習会・交通安全総点検・高齢者交通事故ゼロコンテスト等)や広報活動(広報「みはら」掲載・街頭キャンペーン等)によって普及・啓発活動を行う。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 都市基盤整備専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(土木・公園関係)	関係項目	違法駐車等防止
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：違法駐車等防止</p> <p>内容：違法駐車等に起因する障害が発生している地域のうち、特に違法駐車等を防止する必要がある地域として、堺東駅周辺を違法駐車等防止重点地域と指定し、次の措置を採っている。</p> <p>1．違法駐車等をしようとする者又は現にしている者に対する助言及び啓発活動。</p> <p>2．重点地域又はその周辺地域における自動車等を駐車するための施設の位置等に関する広報又は表示。</p>	<p>名称：</p> <p>内容：</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 都市基盤整備専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(土木・公園関係)	関係項目	交通安全対策
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の事務内容に統一		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：交通安全対策 内容： 市民から交通安全に関する要望を受け、地域の実情を把握し、要望に対する処理を行う。 良好な道路交通環境をつくりあげるため地域住民や道路利用者の主体的参加の下に行う交通安全総点検を実施する。 交通の安全に関する知識の普及や、市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高めるための広報活動を実施する。 交通安全計画並びに毎年度交通安全実施計画を策定する。 交通安全教育や広報等の交通安全対策を講ずるための基礎資料となる交通事故状況・原因等をまとめた交通事故統計を作成する。</p>		<p>名称：交通安全対策 内容： 住民から交通安全に関する要望を受け、地域の実情を把握し、要望に対する処理を行う。 良好な道路交通環境をつくりあげるため地域住民や道路利用者の主体的参加の下に行う交通安全総点検を実施する。 交通の安全に関する知識の普及や、住民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高めるための広報活動を実施する。 交通安全計画を策定する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 都市基盤整備専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(土木・公園関係)	関係項目	「交通事故をなくす運動」推進事業
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の事務内容に統一		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：「交通事故をなくす運動」推進事業 内容：「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会の事務局を所管。春・秋の全国交通安全運動に係る各種事業（行事）の実施。高年ドライバー実技講習・高齢者自転車安全実技講習・めいわく駐車パトロール・シートベルト着用街頭啓発などの実施。地域や職域における交通安全のリーダーとなる交通指導員の育成。高年者交通安全研修会等による高齢者交通安全指導者の育成。</p>			
<p>名称：「交通事故をなくす運動」推進事業 内容：美原町交通事故をなくす運動推進本部事務局を所管。春・秋の全国交通安全運動に係る各種事業（行事）の実施。高年ドライバー実技講習・高齢者自転車安全実技講習・めいわく駐車パトロール・シートベルト着用街頭啓発などを実施。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 都市基盤整備専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(土木・公園関係)	関係項目	交通安全教育
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の事務内容に統一		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：交通安全教育 内容：交通モラルを高め、交通マナーの向上を図るために重要な交通安全教育を反復して実施し、危険予測能力・危険回避能力を養成するため、小学校・保育所・幼稚園及び老人クラブ等からの要請を受け、年間 250 回の交通安全教室を行っている。増加している高齢者交通事故防止のため、高齢者の交通安全教育を推進。地域に密着した運転者等への交通安全教育や広報活動を実施している団体に対し、補助金を交付。</p>		<p>名称：交通安全教育 内容：交通モラルを高め、交通マナーの向上を図るために重要な交通安全教育を反復して実施し、危険予測能力・危険回避能力を養成するため、小学校・保育所・幼稚園及び老人クラブ等からの要請を受け、交通安全教室を行っている。交通安全啓発活動の推進を積極的に実施している団体に対し、補助金を交付。</p>	